

使用料減免基準

No.	団体等	使用目的等	減免率		備 考
			施設使 用料	冷暖房 使用料	
1	小城市		100	100	
2	小城市の共催事業		100	100	小城市が一部事務を担っている事業。ただし、主管課長が減免申請書を提出した場合に限る。）
3	小城市の後援事業		50	0	小城市の後援に関する要綱による決定通知の写しを提出
4	国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（学校教育法第1条で定める学校を除く）	公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。ただし、小城市内在住者を対象としたものに限る。	100	100	
5	小城市中心市街地活性化協議会	主催事業	100	100	
6	指定管理者	主催事業	100	100	
7	商店街組合、振興会		50	0	
8	小城市市民活動ガイドブックに登録した団体		50	0	
9	市内の中学校・小学校・幼稚園・保育園（保護者会・PTA、育友会を含む）		100	0	
10	市内の高等学校（部活動、保護者会・PTA、育友会を含む）		50	0	
11	市外の幼稚園・高等学校に通う市内居住者（保護者会、PTA、育友会を含む）		50	0	
12	小城市内の婦人会、老人クラブ、青少年健全育成団体、子どもクラブ		100	0	
13	小城市区長会（部落行事を含む）		100	0	
14	小城市体育協会	主催事業	100	0	
15	小城市文化連盟	主催事業	100	0	
16	小城市体育協会加盟団体		80	0	加入証明書を提示
17	小城市文化連盟加盟団体		80	0	加入証明書を提示
18	小城市内郷土芸能保存団体		100	0	加入証明書を提示
19	障害者総合支援法に係る佐賀県知事指定事業所		50	0	A型支援、B型支援事業所として指定された事業所
20	その他市長が特に認めるもの		市長が定める割合	0	主管課長が減免申請書を提出した場合に限る。

* 条例別表第1、別表第2、別表第4のそれぞれの備考3に該当する場合は、減免後の額を基礎とする。